

特許庁編

工業所有権法
(産業財産権法)
逐条解説

〔第22版〕

発明推進協会

凡 例

△収録した法律

第三一回国会で成立した特許法、特許法施行法、実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法及び商標法施行法の八法、第八四回国会で成立した特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律並びに第一一八回国会で成立した工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を一条ごとに区切り、必要に応じて〔旧法との関係〕〔趣旨〕〔字句の解釈〕〔参考〕の欄を設けた。

△旧法との関係

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の説明には〔旧法との関係〕の欄を設け、現行法の条文と比較対照すべき旧法、旧施行規則の条文数を示した。該当する条文がない場合には、「該当条文なし」とした。

△趣 旨

現行法の条文の内容を概略的に説明した。実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法、商標法施行法の条文のうち、特許法、特許法施行法と同一趣旨であるものについては、説明を省略し、参照すべき特許法、特許法施行法の条文数を示した。

字句の解釈

現行法の条文のうち、特に説明を必要とすると思われる字句がある場合には、その字句を〈 〉内に示し、解説した。一つの条文に二以上の字句の解釈がある場合には、〈 〉の上部に1、2、3……と番号を付した。

△参 考

現行法の条文と関連する重要な事項であつて参考となるものがある場合には、その内容を〈 〉内に示し、解説した。一つの条文に二以上の参考がある場合には、〈 〉の上部に1、2、3……と番号を付した。

△旧法の表示

本書でいう旧法は大正一〇年改正のことを指す。

△準用条文の表示等

昭和五年の改訂版より、特許序編「工業所有権法令集」（発明協会発行）に従い、特許法の規定が準用される場合は、その旨を表わす [国] 、 [商] 、 [特] の符号を付け、さらに、条文中に他の条文を準用しているときは、文字を小さくして、準用される条文の内容を「」内に示した。

また、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律については、「沿革略記、目次」で改訂し、「各章、附則」で改頁にした。

△法令名略語

民法

民法

民事訴訟法

民訴

特許法

特（ただし、特許法においては単に条文数のみを書く）

特許法施行法

特施

特許法施行令

特施令（ただし、特許法においては単に施令とのみ書く）

特許法施行規則

特施規（ただし、特許法においては単に施規とのみ書く）

実用新案法

実（この他の点は特許法関係法令に準ずる）

意匠法

意（ ）

商標法

商（ ）

工業所有権に関する手続等の特例

特例法（ ）

に関する法律

（ ）

特許協力条約に基づく国際出願等

国際出願（ただし、国際出願等に関する法律においては単に条文数のみを書く）

に関する法律

（ ）

特許協力条約に基づく国際出願等

国際出願令（ただし、国際出願等に関する法律においては単に令とのみ書く）

に関する法律施行令

（ ）

特許協力条約に基づく国際出願等

国際出願施規（ただし、国際出願等に関する法律においては単に施規とのみ書く）

に関する法律施行規則

（ ）

特定農林水産物等の名称の保護に
関する法律

G I 法

私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律

独占禁止法

環太平洋パートナーシップ協定の
締結及び環太平洋パートナーシ
ップに関する包括的及び先進的
な協定の締結に伴う関係法律の
整備に関する法律

TPP担保法

一九〇〇年一月四日にブラッ
セルで、一九一一年六月二日に
ワシントンで、一九二五年一
月六日にヘーグで、一九三四年
六月二日にロンドンで、一九五
八年一月三十一日にリスボンで
及び一九六七年七月一日にス
トックホルムで改正され、並び
に一九七九年九月二八日に修正
された工業所有権の保護に關す

パリ条約

る一八八三年三月二〇日のパリ
条約

千九百七十年六月十九日にワシ

PCT

トンで作成された特許協力条約

特許協力条約に基づく規則

PCT規則

知的所有権の貿易関連の側面に関

する協定

TRIPS協定

マドリッド協定議定書

議定書

国際登録に関するハーグ協定のジ

ュネーブ改正協定

ジュネーブ改正協定

特許法条約

PLT

特許法条約に基づく規則

PLT規則

商標法に関するシンガポール条約

STLT

商標法に関するシンガポール条約

に基づく規則

STLT規則

目次

改訂に当たって	
序	
凡例	
序説	
特許法	一
實用新案法	九三五
意匠法	一二三五
商標法	一五〇七
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	二〇七五
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律	二二一七
索引	卷末